

資料 5

使用水の検査方法

使用水の検査は、調理作業前、調理作業終了から配膳に移る前に必ず行う。また、水冷作業のある場合は水冷作業直前に検査を行う。

1 残留塩素（簡易測定法）

- (1) 調理室内の水道蛇口から 5 分程度、流水させる。
- (2) 試験容器に試薬を入れ、水をラインまで入れよく混和する。
- (3) 試験容器を指定の容器に収め、標準比色液と比較して残留塩素濃度を求める。
- (4) 残留塩素濃度が 0. 1 mg / l 以上あるか確認し、指定用紙に記録する。

2 外観

試験容器に水を入れ、水に濁り、異物、異臭がないか確認し指定用紙に記録する。

3 使用水の安全確認

- (1) 残留塩素濃度が 0. 1 mg / l 以上検出されなかった場合等、使用に不適格な場合は流水時間を長くとり再検査する。
- (2) 再検査の結果 0. 1 mg / l 以上検出されなかった場合、速やかに学校栄養職員または予め校長が定めた学校職員に連絡し、指示に従う。水を 1 l 採取し、保存食用冷凍庫で 2 週間以上保存する。また、その旨を指定用紙に記録する。
- (3) 再検査の結果 0. 1 mg / l 以上検出された時点で給食作業を開始する。